

加算対象児童または振込口座の変更を希望される方

表面に記載された加算対象児童または振込口座に変更がある方は

令和6年●月●日 までに**コールセンターへ連絡**していただき、申請書または届出用紙を取り寄せ、記入の上、必要書類を添えて郵送によりお申し出ください。

※同一世帯に令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合や、別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)だが扶養している児童がいる場合は申請書の提出が必要です。

※申請書、変更の届出書を受理してから振込までに1か月程度のお時間をいただきます。

受給を辞退される方

本給付金の受給を辞退される方は

令和6年●月●日 までに**コールセンターへ連絡**していただき、届出用紙を取り寄せ、記入の上、必要書類を添えて郵送によりお申し出ください。

注意事項



- ・ **令和6年●月●日** までにコールセンターへ連絡がない場合には振込口座の変更や受給辞退はできません。
- ・ 本給付金の受給後に「加算扶養児童」と実際に扶養している(生計を同一とする)児童が異なっていることが判明した場合は、本給付金を返還していただきます。
- ・ 本給付金を受給された世帯の方が修正申告等により、令和5年度住民税均等割が課税となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は本給付金を返還していただきます。
- ・ 本給付金は、非課税扱いであり、差押えの対象外です。

お問い合わせ先

浜松市重点支援給付金コールセンター



0120-034-053

受付時間 8:30-17:15(土・日・祝日は除く)

上記の電話は外国語も対応しております。

Foreign languages are also available on the above phones.

上述手机还提供外语服务。

Línguas estrangeiras também estão disponíveis nos telefones acima.

※お問い合わせの際は・・・**表面記載のお問い合わせ番号**をお伝えください。

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国、県、市などが現金自動預払機(ATM)の操作などをお願いすることは絶対にありません。